

# 仙台市ダイバーシティ関連イベント企画運営等業務委託 公募型プロポーザル方式による受託候補者特定実施要領

## 1 目的

本要領は、仙台市ダイバーシティ関連イベント企画運営等に係る業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要となる事項を定めるもの。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

仙台市ダイバーシティ関連イベント企画運営等業務委託

### (2) 業務内容

別紙1「仙台市ダイバーシティ関連イベント企画運営等業務委託仕様書」(以下、「仕様書」)という。)のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年12月31日(火)まで

### (4) 提案上限額

7,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### (5) 担当課

仙台市まちづくり政策局政策企画部ダイバーシティ推進課

住所 : 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

電話/FAX : 022-214-8919/022-268-4311

電子メール : [mac001660@city.sendai.jp](mailto:mac001660@city.sendai.jp)

## 3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (5) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)により指名の停止を受けていないこと。
- (6) 仙台市税、消費税・地方消費税を滞納していない者であること。(仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税を滞納していないこと。東京23区内に所在する場合は法人都民税を滞納していないこと)
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

(8) 共同事業体にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。

- ・ 全ての構成員が、上記（1）から（7）に掲げる条件を満たしていること。
- ・ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
- ・ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
- ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
- ・ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
- ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までは、構成員の変更がないこと。

#### 4 契約までのスケジュール（予定）

| 実施内容                 | 実施期間              |
|----------------------|-------------------|
| 募集開始（公告）             | 令和6年7月24日（水）      |
| 質問受付期限               | 令和6年7月29日（月）15時必着 |
| 質問に対する回答             | 令和6年8月1日（木）17時頃   |
| 参加表明書等の提出期限          | 令和6年8月8日（木）15時必着  |
| 企画提案書等の提出期限          | 令和6年8月14日（水）15時必着 |
| 審査会（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和6年8月29日（木）      |
| 受託候補者特定結果通知          | 令和6年8月下旬          |
| 委託契約の締結              | 令和6年9月上旬          |

#### 5 質問受付及び回答

説明会は実施しない。

##### （1）質問受付

|      |  |
|------|--|
| 受付期限 | 令和5年7月29日（月）15時必着  |
| 提出先  | 本要領2(5)担当課宛て   |
| 提出書類 | 様式1「質問票」   |
| 提出方法 | 電子メールのみ  |
| 記載事項 | 質問者の団体名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容   |
| 留意点  | <ul style="list-style-type: none"><li>・電子メール以外での質問は受け付けない。</li><li>・電子メールの標題は「仙台市ダイバーシティ関連イベント企画運営等業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。</li><li>・評価及び審査に関する質問には回答しない。</li><li>・質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。</li></ul> |

##### （2）回答

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 回答日  | 令和6年8月1日（木）17時頃                      |
| 回答方法 | 本市ホームページ（公募型プロポーザル方式による事業者募集）上に回答を掲載 |

|     |  |
|-----|--|
|     | する。  |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。</li> <li>・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。</li> <li>・質問者の名称等については公表しない。</li> </ul> |

## 6 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する提案者は、以下のとおり参加表明書等を提出すること。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 提出期限                    | 令和6年8月8日（木）15時必着   |
| 提出先                     | 本要領2(5)担当課宛て   |
| 提出書類                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式2「参加表明書」 : 1部</li> <li>・様式3「共同事業体結成に係る届出書」 : 1部<br/>※様式3は共同事業体で参加する場合のみ提出</li> <li>・様式4「暴力団排除に係る誓約書」 : 1部</li> <li>・法人の概要が分かる資料（パンフレット等） : 1部</li> <li>・市税の滞納がないことの証明書 : 1部（写し可）<br/>(納税証明書又は未納税のない証明書)</li> <li>・消費税及び地方消費税に関する証明書 : 1部（写し可）</li> <li>・履歴事項全部証明書 : 1部（写し可）</li> </ul> |
| 提出方法                    | 郵送・宅配又は持参  |
| 留意点（提出方法について）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送や宅配の場合は、書留郵便等配達の記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。</li> <li>・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後3時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに電子メールで連絡すること。</li> </ul>   |
| 留意点（市税の滞納がないことの証明書について） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市区役所税務会計課又は総合支所税務住民課において、参加表明書の提出日以前30日以内に「市税の滞納がないことの証明書」の交付（1通300円の手数料が必要）を受け、写し1部を提出すること。</li> <li>・仙台市税が課税されていない者は、上記に加え、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税の滞納がないことを証明する書類（東京23区に所在する場合は法人都民税の滞納がないことを証明する書類）の写し1部を提出すること。</li> </ul>   |

## 7 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する提案者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

|      |  |
|------|--|
| 提出期限 | 令和6年8月14日（水）15時必着  |
| 提出先  | 本要領2(5)担当課宛て   |
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式5「企画提案書等提出書」 : 1部</li> <li>・企画提案書 : 正本1部、副本6部</li> <li>・見積価格提案書 : 正本1部、副本6部</li> </ul> |
| 提出方法 | 郵送・宅配又は持参  |

|               |  |
|---------------|--|
| 留意点（提出方法について） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送や宅配の場合は、書留郵便等配達の記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。</li> <li>・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後3時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに電子メールで連絡すること。</li> </ul> |
|---------------|--|

## 8 企画提案書等の作成方法及びプレゼンテーション

本プロポーザルへの参加を希望する提案者は、以下の構成・記載内容の企画提案書、見積価格提案書を作成し、プレゼンテーション及び質疑応答に参加すること。

### (1) 企画提案書

- ・ 様式は任意とするが、「表紙」「目次」「本編」で構成のうえ1冊にまとめること。
- ・ 表紙には、標題として「仙台市ダイバーシティ関連イベント企画運営等業務委託企画提案書」と記載すること。
- ・ 目次には、参照先のページ番号を記載すること。
- ・ 本編は15ページ以内で作成すること。なお、別紙1「仕様書」を参照し、別紙2「評価基準票」の各項目を確認のうえ、具体的な提案内容を記載すること。
- ・ 規格はA4判（A3判折込み可、縦書き、横書きは不問）、両面印刷長辺綴じ（色黒印刷・カラー印刷のいずれでも可）、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。ただし、図表等で対応困難な場合は除く。
- ・ イラストや図表等を用いて分かりやすい構成・記載内容に努めること。
- ・ 正本1部にのみ事業者名を記載し、副本6部には、提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

### (2) 見積価格提案書

- ・ 様式は任意とするが、経費の総額（消費税及び地方消費税を含む）を示すとともに、仕様書「5業務内容」の各項目ごとの費用内訳が分かるように作成すること。
- ・ 見積価格（税込）が業務委託限度額を超えないよう留意すること。

### (3) 企画提案書の構成・記載内容

#### ① 全体計画

- ・ 本事業のテーマ（目的や考え方について）
- ・ 業務全体の実施計画、スケジュール（組織図や体制図等を記載すること）

#### ② 企画内容

仕様書P1-5(1)に沿って以下について提案すること。

- ・ 体験型イベントの出展

→企画を3つ提案し、3つの企画の内1つは「多文化共生（外国人）」の要素を取り入れること。また、出展団体も提案すること。

- ・ 会場装飾

→会場装飾の調達品や配置イメージを提案すること

- ・ ノベルティ配布

→ノベルティの調達品イメージ・個数・配布方法について提案すること。

- ・ アンケート調査

→アンケートの調査手法・回収方法について提案すること。

- ③ 広報
  - ・ 活用を想定する広報媒体、広報内容、広報対象など
- ④ 実施体制（会場配置図・人員配置、運営等）
  - ・ 体験型イベントや会場装飾の配置レイアウト図
  - ・ 事前準備・当日設営・運営・撤去に関する人員配置体制
  - ・ 管理責任者や各担当者とその役割、各担当の適性や経歴、能力等
- ⑤ 提案者のダイバーシティに関する取り組み
- ⑥ 類似事業の実績
  - ・ 国又は地方公共団体が行う事業で、本事業の全部又は一部に類似した事業の受注実績がある場合は記入すること。
- ⑦ 情報保障
  - ・ 障害の有無などに関わらず、誰もがイベントに参加できるための対応（障害のある方への「合理的配慮」など）

**(4) プレゼンテーション及び質疑応答**

|     |  |
|-----|--|
| 日時  | 令和6年8月29日（木）9:30～  |
| 会場  | 仙台市役所本庁舎2階まちづくり政策局打ち合わせスペース  |
| 控室  | 仙台市役所本庁舎2階まちづくり政策局会議室  |
| 方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プrezentation及び質疑応答の日時や会場が変更となった場合は、変更後の日時や会場が決まり次第、参加する提案者あてに電子メールで通知する。</li> </ul>   |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募多数の場合は、必要に応じて企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーションの対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の有無及び書類選考を行った場合は、その結果を8月21日（水）までに、プレゼンテーションの日時や会場を含め、すべての提案者に電子メールで通知する。</li> <li>・ プrezentationの日時や会場が変更となった場合は、変更後の日時や会場を8月21日（水）までに、全ての提案者あてに電子メールで通知する。</li> <li>・ 出席者は1提案者あたり3名以内とする。</li> <li>・ 1提案者あたりの持ち時間はプレゼンテーション15分、質疑応答5分とする。</li> <li>・ 事前に提出した企画提案書・見積価格提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。</li> </ul> |

**(5) 参加を辞退する場合**

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。

|               |  |
|---------------|--|
| 提出先           | 本要領2(5)担当課宛て   |
| 提出書類          | 様式6「辞退届」   |
| 提出方法          | 郵送・宅配又は持参  |
| 留意点（提出方法について） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送や宅配の場合は、書留郵便等配達の記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。</li> <li>・ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。</li> </ul> |

## 9 特定方法

### (1) 受託候補者の特定

- ・ 本市においてプロポーザル審査委員会を設置し、別紙2「評価基準票」に基づき評価（採点）する。
- ・ 全審査委員の合計得点が最も高い点数を出した提案者を本業務の受託候補者として特定する。なお、審査委員一人の持ち点を100点とし、合計400点満点で評価（採点）する。
- ・ 全審査委員の合計得点が同点の提案者が複数いる場合、以下の評価項目における合計得点が高い提案者を上位とする。

【第一優先項目】 「企画内容」

【第二優先項目】 「広報」

【第三優先項目】 「情報保障」

### (2) 審査の除外

以下のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- ・ 提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- ・ 見積金額（税込）が予定価格を上回っている場合
- ・ 提出期限を過ぎて提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 本要領3に示す参加要件を満たしていない場合

### (3) 結果通知

- ・ すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、受託候補者特定後、受託候補者を本市ホームページで公表する。
- ・ 特定されなかった提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を含む）に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・ 本市が非特定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、特定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

### (4) その他

- ・ 書類選考も上記の基準に準じて実施する。

## 10 契約締結

- (1) 本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

(3) 受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の提案者を受託候補者として協議を行うものとする。

## 11 その他

- (1) 提出書類の作成、提出等、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者に特定されなかった提案者の企画提案書及び見積価格提案書は返却せず、本市の責任において処分する。その他提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台条例第80号）の対象文書となる。
- (3) 本市は提出された資料について、本業務の受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (5) 本業務の受託者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (6) 体験型イベントの参加申し込み方法については、提案者からの企画内容を踏まえ、双方協議のうえ決定する。なお、受託者が参加申し込み受付を行う場合は、必要に応じて情報セキュリティに係る現地調査の実施及び研修を受講すること。
- (7) 本業務に実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。